

まちづくり市民会議 第3小委員会議事録⑮

■日 時	2008年11月19日（水） 午後6時25分～午後8時56分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委員5名 相沢委員長、福島副委員長、浦野、高橋、田部、早川 市2名 田中課長補佐、田島主任

【概要】

1. 会議の目的

- ・ 事務局が見直しを行った「次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する提言」と「まちづくり基本条例の周知徹底について」の説明を受け、内容を確認する。
- ・ 「太田市議会基本条例制定についての提言」を検討する。

2. 会議の内容

（1）意見公募手続の実施について

- ・ 基本条例の改正案について、意見公募手続により、市民から意見をいただく。意見等の提出期限は1月8日（木）。12月10日号の「広報おおた」に掲載予定。

（2）「次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する提言」の再確認について

● 現状認識と現状確認、問題点の認識・共有化

- ・ 行政運営上、①から⑤の表現に支障があり、変更点がある場合は、事務局が再度報告し、議論する。
- ・ 前回の小委員会で結論づけたものであるため、表現されていない内容（農業）を行政に見てもらうのはいかがでしょうかと思う。

● 提言（改善策）

- ・ 1の「市民にわかりやすい」を「市民に分かりやすい」に修正する。

（3）「まちづくり基本条例の周知徹底について」の検討について

● 問題点の認識・共有化

- ・ 「市民に対する基本条例の周知」、「区長や市議会議員の基本条例に関する認識」は、元々曖昧な表現にしていたが、それぞれ「周知不足」、「認識不足」と具体的な表現になっている。インパクトを与えるため、事務局案どおりとしたい。
- ・ 2の文章を「アンケートの回収率の低さから、区長や区長代理、市議会議員は、基本条例の認識について不十分であると考えられる。基本条例は、太田市にお

けるすべての条例、規則等の上位規範と定められている。そのため、区長や区長代理、市議会議員の役割を果たすためには、基本条例に対する認識が不可欠である。」に修正する。

- **あるべき姿の模索**

- ・ 2の「市政に主体的かつ積極的に」を「市政に積極的に」と修正する。

- **提言（改善策）**

- ・ 1の文章で、「まちづくり基本条例」を「基本条例」に修正する。

- **【補足資料】**

- ・ 1の①（オ）「市の施策（上記以外）で実行する。」を「上記以外の市の施策で行う。」に修正する。
- ・ 2は、補足資料（参考）として掲載したもので、基本条例の周知を図るひとつの手段として、「教育の場を通じて周知を促すこと」があるという趣旨である。市立は商業高校のみであり、市内にある高等学校、専門学校、大学、各種学校には、「説明などをお願いする」という表現が礼儀である。
- ・ 「説明などをお願い」でなく、「説明などを提案」としたらどうか。
- ・ 「市民としての責務」という表現は、きついのではないか。
- ・ 本日、修正した提言は、全委員にメールにて送信する。
- ・ 事務局は、これらの議論を念頭に文章の見直しを行う。

（４）「太田市議会基本条例制定についての提言」について

- **提言（改善策）**

- ・ 1だけで良いのではないか。
- ・ 2を検討することで、1の内容が深まると思う。
- ・ 一番主張したいことは、議会基本条例の制定に向けて、検討してもらうことである。市議会議員が読んで、納得していただけるような提言としたい。
- ・ 事務局は、文章の見直しを行う。

3. その他

- ・ 提言書における「委員の出席状況」の掲載については、全体会議で決定されたことであるため、第3小委員会から何らかの意見を提出するものではない。

- **次回会議のお知らせ**

第16回 第3小委員会 12月17日（水）午後6時30分～

【場所】市役所10階 政策推進会議室